



山形県公報

平成15年10月10日(金)
第1482号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                       |                       |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (健康福祉企画課) ...1191     |
| 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....    | (児童家庭課) ... 同         |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                   | (最上総合支庁福祉課) ...1192   |
| 同.....                                | (置賜総合支庁福祉課) ... 同     |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                   | (村山総合支庁農村計画課) ... 同   |
| 道路の区域の変更.....                         | (村山総合支庁建設総務課) ...1193 |
| 道路の位置の指定.....                         | (最上総合支庁建築課) ... 同     |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....      | (出納局) ...1194         |

### 公 告

|                           |               |
|---------------------------|---------------|
| 大規模小売店舗の新設の届出.....        | (商業振興課) ... 同 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....        | ( 同 ) ...1195 |
| 大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見..... | ( 同 ) ...1196 |
| 同.....                    | ( 同 ) ...1197 |
| 一般競争入札の公告.....            | (出納局) ... 同   |

## 告 示

### 山形県告示第931号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程(昭和42年7月県告示第697号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「年0.275パーセント」を「年0.425パーセント」に、「年0.55パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成15年9月10日から適用する。
- 平成15年9月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第932号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)を次のように改正する。

第2条中「年0.55パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 6 平成10年10月16日から平成10年12月15日までの間に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、第2条の規定にかかわらず、年0.55パーセントとする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び附則第6項の規定は、平成15年9月10日から適用する。  
2 平成15年9月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

#### 山形県告示第933号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年10月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地   | 事業所の名称及び所在地              | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日     |
|---------------------------|--------------------------|---------------|-----------|
| 有限会社ガイドー<br>上山市下生居194番の1地 | おたふくの家<br>新庄市大字松本208 - 3 | 通 所 介 護       | 平成15.9.29 |

#### 山形県告示第934号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年10月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地                    | 事業所の名称及び所在地                                      | 居宅サービスの<br>種類         | 指定年月日     |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------|-----------|
| 有限会社なごみの部屋<br>米沢市堀川町4番31号                  | ぶちハウスなごみ<br>米沢市通町一丁目 - 1 - 117 - 10              | 通 所 介 護               | 平成15.9.11 |
| 株式会社アンミン<br>米沢市万世町片子5152番地                 | 株式会社アンミン<br>米沢市万世町片子5152番地                       | 福 祉 用 具 貸 与           | 同 9.24    |
| 合資会社金沢工場<br>米沢市城南一丁目4番18号                  | ミナミケアサービス<br>米沢市城南一丁目4番18号                       | 訪 問 介 護               | 同         |
| 医療法人社団緑愛会<br>東置賜郡川西町大字下奥田字<br>穴澤平3796番地20号 | かがやきの丘訪問介護ステーション<br>東置賜郡川西町大字下奥田字観音浦1092<br>番地9号 | 訪 問 介 護               | 同         |
| 社会福祉法人長井福祉会<br>長井市今泉3525番地1                | グループホームリバーヒル長井<br>長井市今泉3081番地21                  | 痴 呆 対 応 型 共 同 生 活 介 護 | 同 9.29    |
| 社会福祉法人長井福祉会<br>長井市今泉3525番地1                | リバーヒル長井訪問リハビリセンター<br>長井市今泉3525番地1                | 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン | 同         |
| 株式会社こうとく<br>南陽市栲塚1180番地5                   | 介護付有料老人ホーム ヒルサイド羽黒<br>南陽市栲塚1410番地                | 特 定 施 設 入 所 者 生 活 介 護 | 同         |

#### 山形県告示第935号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山市西部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成15年10月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 石 井 喜 内 | 村山市大字湯野沢1407番地の2 |

|     |         |   |              |
|-----|---------|---|--------------|
| 同   | 井 澤 孝 夫 | 同 | 稲下279番地      |
| 同   | 笹 原 民 夫 | 同 | 長善寺1757番地    |
| 同   | 菅 井 賢 明 | 同 | 湯野沢122番地     |
| 同   | 菅 井 一 郎 | 同 | 196番地        |
| 同   | 奥 山 惣 司 | 同 | 大楨512番地      |
| 同   | 高 谷 尚 市 | 同 | 大久保乙128番地第1号 |
| 同   | 笹 原 茂 規 | 同 | 稲下1185番地の1   |
| 同   | 青 柳 正 博 | 同 | 白鳥1045番地の3   |
| 同   | 軽 部 進 一 | 同 | 大久保甲179番地    |
| 監 事 | 鈴 木 三 郎 | 同 | 白鳥1309番地     |
| 同   | 高 橋 一 利 | 同 | 大楨1355番地     |
| 同   | 鈴 木 幸 和 | 同 | 湯野沢167番地     |

山形県告示第936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年10月10日から平成15年10月23日まで縦覧に供する。

平成15年10月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 下原山形停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|--------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 山形市清住町二丁目126番1から<br>同 春日町9番1まで | 旧    | 22.3メートル<br>と<br>12.0 | メートル<br>922 |
| 同 上                            | 新    | 50.0メートル<br>と<br>30.0 | 同 上         |

山形県告示第937号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成15年10月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定の番号 私有 最総建第191号
- 2 指定の場所 新庄市下金沢町33 - 8の一部、34 - 4の一部

- 3 道路の現況 幅員 6.0メートル  
延長78.15メートル
- 4 指定年月日 平成15年10月 1日

山形県告示第938号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中 「山形県労働金庫 本店営業部」 を 「東北労働金庫 山形支店」 に、

「酒田市中町二丁目 5 番10号」 を 「酒田市千石町一丁目 12番30号」 に、

「山形市円応寺町10番 22号」 を 「山形市円応寺町16番 22号」 に、

「南陽市櫛塚1607番 4 号」 を 「南陽市櫛塚1607番地 の 4」 に、

「天童市久野本五丁目 3 番 3 号」 を 「天童市久野本五丁目 3 番地の 3」 に、

「 " 長井支店 小国出張所」 を 「 " 小国支店」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成15年10月 1日から適用する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに村山市役所において平成16年 2月10日まで縦覧に供する。

平成15年10月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
村山ショッピングプラザ  
村山市大字楯岡字波田5381番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号  
代表取締役 山澤 進  
株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉 俊一
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目 8 番 9 号  
代表取締役 山澤 進  
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番 4 号  
代表取締役 藤原 秀次郎  
株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉 俊一  
その他は未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成16年 5 月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,823平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の収容台数 338台  
(2) 駐輪場の収容台数 111台  
(3) 荷さばき施設の面積 223平方メートル  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 164立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 株式会社ヤマザワ 午前 9 時から午後10時まで  
ロ 株式会社しまむら 午前10時から午後 8 時まで  
ハ 株式会社ダイユーエイト 午前 8 時から午後10時まで  
ニ その他の小売業者 午前 9 時から午後10時まで  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 7 時30分から午後10時30分まで  
(3) 駐車場の自動車の出入口の数 4 か所  
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 8 届出年月日  
平成15年 9 月29日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年 2 月10日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見
- 
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。  
なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに南陽市役所において平成16年 2 月10日まで縦覧に供する。  
平成15年10月10日
- 山形県知事 高 橋 和 雄
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイユーエイト南陽店  
南陽市蒲生田字清水上1470番 1 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉 俊一

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
（変更前）2,989平方メートル  
（変更後）4,272平方メートル
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 開 店 時 刻   | 閉 店 時 刻 | 備 考               |
|-----------|---------|-------------------|
| 午前 9 時30分 | 午後 8 時  | 年間60日は、閉店時刻午後 9 時 |

（変更後）

| 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| 午前 8 時  | 午後 9 時  |     |

- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前）午前 9 時15分から午後 8 時15分まで。ただし、年間60日は午前 9 時15分から午後 9 時15分まで  
（変更後）午前 7 時45分から午後 9 時15分まで
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
（変更前）午前 9 時から午後 8 時30分まで  
（変更後）午前 7 時30分から午後 9 時まで

4 変更年月日

平成16年 5 月27日

5 届出年月日

平成15年 9 月26日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年 2 月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により山形市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成15年11月10日まで縦覧に供する。

平成15年10月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパースポーツゼビオ山形吉原店  
山形市吉原土地区画整理事業地内59街区 3 外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年 5 月20日

## 3 意見の概要

意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により米沢市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成15年11月10日まで縦覧に供する。

平成15年10月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ米沢城南店  
米沢市門東町一丁目3番39号

## 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日

平成15年5月13日

## 3 意見の概要

意見なし

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、CAD/CAMシステムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年10月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成15年11月20日（木） 午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 CAD/CAMシステム 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成16年2月27日（金）

(4) 納入場所 酒田市京田三丁目57番4号 産業技術短期大学校庄内校

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告（平成15年1月24日付け山形県公報第1409号）により公示された資格を有すること。

(2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(3) 10の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課契約係 電話番号023(630)2723

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則

第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 契約の締結

この契約の締結については、調達をする物品により、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

10 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成15年11月10日(月)までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手續の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Cad/Cam・System quantity: 1
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. November 20, 2003
- (3) Contact point for the notice: Contract Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2723